

6 関係機関の支援制度

① 法務省の各機関等による通知等制度

被害にあわれた方などが利用できる事件の処分結果や刑事裁判結果、加害者の処遇状況などに関する通知制度等があります。

詳しくは、各問合せ先(P25～)にご確認ください。

被害者等通知制度

被害者等に対して

- ・事件の処分結果
- ・裁判を行う裁判所
- ・裁判が行われる日
- ・裁判結果
- ・犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など
- ・有罪確定後の犯人に関する事項

などを通知する制度です。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

刑務所における処遇状況や出所情報等の通知

加害者が刑務所に入った場合に

- ・刑務所における処遇状況
- ・刑務所から釈放される時期
- ・釈放された年月日

などを通知する制度です。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

心神喪失者等医療観察法の申立てに関する 情報提供

殺人などの重大な犯罪を行った者が、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪などが確定した場合、検察官は入院又は通院の決定を求める審判の申立てを行います。

審判の申立てをしたことについての情報提供を希望される方はお問い合わせください。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

関係機関の支援制度

心神喪失者等医療観察法の審判に関連する 被害者支援

心神喪失者等医療観察法による、対象者の入院又は通院に関する審判では

- ・被害者やご遺族の方々による審判の傍聴の制度
 - ・被害者やご遺族の方々に対する審判結果の通知の制度
- があります。

審判の傍聴及び審判結果の通知を希望される方は裁判所にお申し出ください。

問合せ先：裁判所

心神喪失者等医療観察法の対象者の 処遇に関する情報提供

心神喪失者等医療観察法の審判で入院決定・通院決定を受けた対象者について

- ・氏名
 - ・処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了)とその開始又は終了年月日及び終了理由など
 - ・地域社会における処遇中の接触状況に関する事項
- などの情報提供を受けることができる制度です

問合せ先：保護観察所

検察審査会への審査申立

被害にあわれた方や犯罪を告訴した人などが、不起訴処分を不服として検察審査会に審査を申し立てることができる制度です。

問合せ先：さいたま第一検察審査会事務局